

保安検査について

高圧ガス保安法第 35 条・冷凍保安規則第 40 条

保安検査の検査項目

	冷凍保安規則	検査項目 (定置式製造設備)	保安検査の方法
1	第 7 条 1 号	引火性又は発火性の物のたい積の状況	冷凍設備の圧縮機、油分離器、凝縮器及び受液器並びにこれらの中の配管（以下「高圧部」という）の付近について、引火性又は発火性のたい積（作業に必要なものを除く）の有無を目視により検査する。
2	第 7 条 1 号	火気を取り扱う施設までの距離	冷凍設備の高圧部の付近の火気を取り扱う施設（当該製造施設内のものを除く）の有無を目視により検査する。 高圧部と同一の室に火気を取り扱う施設がある場合にあっては、高圧部の外面 から火気までの距離を巻尺その他の測定器具により測定する。ただし、この場合において、規定の距離を満たしているかどうかを目視により容易に判定できるときに限り、目視により検査できる。なお規定の距離を確保することができない場所で高圧部と火気を取り扱う施設との間に防火上有効な壁が設けられている場合にあっては、その設置状況に及び維持管理状況を目視により検査する。
3	第 7 条 2 号	警戒標	製造施設の警戒標の掲示状況及び維持管理状況を、目視により検査する。
4	第 7 条 3 号	漏えいガスが滞留しない構造	可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室に漏えいした冷媒ガスが滞留しない構造当を目視で検査するほか、必要に応じ図面 又は記録により検査する。
5	第 7 条 4 号	冷媒ガスが漏えいしない構造	製造設備の防振措置、衝撃防護措置、腐食防止措置等の状況及び維持管理状況を、目視によるほか、必要に応じ図面 又は記録により検査する。
6	第 7 条 5 号	耐震設計構造物の地震に対し安全な構造	耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造の状況を目視及び必要に応じて図面 により検査する。
7	第 7 条 6 号	冷媒設備の耐圧試験	冷媒設備の配管以外の部分について、耐圧試験用設備による許容圧力の 1.5 倍以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。ただし、冷媒設備の内部（当該冷媒ガ

			<p>ス等により腐食その他の異常を生ずるおそれのないもの にあつては、内部の検査を省略することができる。) 及び 外部(外部断熱材等で被覆され目視により確認できないも のであつて断熱材の外部に損傷が認められない場合はそ の外面) について、目視及び非破壊検査設備による検査 (目視により明らかに判定できるものにあつては非破壊 検査を省略することができる。) 又はその記録により欠陥 の有無を確認し、その結果、割れ、きず、腐食等の欠陥が ないか又は、欠陥があつてもグラインダー加工のみで措置 できる軽微なものであつて、当該欠陥の補修部の非破壊検 査設備による検査で異常のないことが確認された場合は、 この限りでない。</p>
8	第7条6号	冷媒設備の気密 試験	<p>運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確 認後の組立状態において、気密試験設備による許容圧力以 上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。た だし、運転状態にあつては現にその運転状態における圧力 で行う気密検査とする</p>
9	第7条7号	圧力計	<p>冷媒設備の圧力計の設置状況を目視等により、その精度を 圧力計精度確認用器具による検査の記録により検査する。</p>
10	第7条8号	安全装置	<p>冷媒設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を、目視 等により検査する。また、バネ式安全弁等作動試験を行う ことが可能な装置については、その機能を、安全弁作動試 験を用器具若しくは設備による動作試験又はその記録に より検査する。</p>
11	第7条9号	安全弁の放出管	<p>可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の安 全弁又は破裂版(大気に冷媒ガスを放出することのないも のは除く。)の放出管の開口部の位 置及びそれらの設置状 況を、目視により検査する。</p>
12	第7条10号 11号	受液器の液面 計	<p>受液器に設けられた液面 計の破損防止措置の状況を目視 により検査する。また、可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガ スとする冷媒設備の受液器に設けられた液面 計及びその 止め弁の設置状況を目視により止め弁の機能を作動試験 又はその記録により検査する</p>
13	第7条12号	消火設備	<p>可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況及び維持管 理状況を目視によるほか、必要に応じ記録又は図面 によ り、その機能を作動試験又は記録により検査する。</p>

14	第7条13号	防液堤	毒性ガスを冷媒とする冷凍設備の受液器(内容積が1万リットル以上のものに限る。)の周囲に設置されている防液堤の設置状況及び維持管理状況を目視により検査する。
15	第7条14号	電気設備	可燃性ガス(アンモニアは除く。)を冷媒とする冷媒設備に係る電気設備の位置、防爆構造の種類及び維持管理状況を、目視によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
16	第7条15号	ガス漏えいを検知し、かつ警報するための設備	可燃性ガス又は毒性ガスの製造施設におけるガスの漏えいを感じ、かつ、警報するための設備の設置状況を、目視及び記録によるほか、必要に応じ図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
17	第7条16号	毒性ガスの除害措置	毒性ガスの製造設備について、漏えいしたガスの拡散防止の措置の状況、除害設備の設置状況、除害剤の保有状況及びこれらの維持管理状況並びに保護具の保有状況及び保管状況について、目視及び記録により検査する。
18	第7条17号	バルブ等の操作に係る措置	製造設備のバルブ等(操作に係るものに限る。)の開閉方向等の表示、バルブ等に係る配管内の冷媒ガスその他流体の種類及び流れ方向の表示、 保安上重大な影響を与えるバルブ等の施錠・封印等、バルブ等の操作空間及び照度の確保の状況等及びそれらの管理状況を目視により検査する。